令和９年度中学校新1年生の保護者の皆様へ

令和8年9月
長岡京市教育委員会

新入学学用品費の入学前支給のご案内

長岡京市では令和９年度に中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者を対象に、就学援助費の一部である新入学のための学用品等の購入補助費用を入学前に支給します。

1. 入学前支給の対象となる方(以下の要件すべてに該当する方)

・令和９年4月に新1年生として長岡京市立中学校または京都府立中学校に入学予定のお子さまの保護者

・申請日現在、長岡京市就学援助制度の認定基準で「準要保護」の基準に該当する方

・申請日現在、長岡京市に住民票のあるお子さまの保護者(令和9年3月末日以前に長岡京市外へ転出する人を除く)

・期限内に不備なく申請手続きした方

※生活保護受給中の方は、生活保護から入学準備金が支給されるので、本制度では支給対象外です。

※審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。

2. 援助の内容

項目	支給日(予定)	支給額		支給方法
新入学 学用品費	３月 中旬～下旬	新中学1年生	**81,000円** **(令和8年度実績)**	原則、申請保護者の 口座へ振り込み

3. 申請方法

LINE よりお申し込みください。

(紙での申請を希望される場合は、在籍の市立小学校または学校教育課へご連絡ください。)

受付期間:11月6日(金)から12月11日(金)まで(厳守)

※紙申請の場合、在籍の市立小学校または学校教育課へご提出ください。

右記 QR コードを読み込み、LINE の長岡京市公式アカウントから申請してください。

(振込先口座がわかるもの(通帳等)と、次頁の必要書類をご準備ください。)

申請用 QR コード

4. 必要書類について

⑴ 令和８年1月1日時点で、長岡京市に住民票がない世帯員がいる場合、
保護者の方及び同一世帯で18歳以上の方全員分、前住所地の市区町村発行の
課税（非課税）証明書（令和８年度）
または　納税通知書（令和８年度）

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に得た所得等が記載されたものです。

※なお、添付書類には、収入金額・社会保険料・住民税額が明記されている必要があります。

⑵ 世帯員の中で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がいる場合、該当する障がい者手帳
※添付書類が用意できない等特別な事情がある場合は、学校または下記お問合せ先までご相談ください。

5. ご注意ください

- **審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。**
- 認定・不認定とも、結果は1月末に発送する予定です。通知が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。
- 今回、期日までに申請書の提出がない場合は入学前支給の対象にはなりませんが、入学後**4月 23 日（金）までに申請**いただき、認定となった場合は、**5月末に新入学学用品費を支給**します。
- 入学前支給を受けた方で、入学後就学援助制度をそのまま希望される場合は、再度の申請は不要です。
- **新1年生として複数の生徒が入学される場合や、小学校及び中学校それぞれにお子さまが入学する場合は、それぞれ申請が必要です。**（新小学1年生へのご案内は9月に送付した就学時健康診断の通知書に同封しています。）
- **18歳以上の世帯員で、税務署等で確定申告されていない、またはどなたの扶養にも入っておられない場合は長岡京市税務課での申告が必要です。申告を済ませたうえで申請してください。**
- **申請内容や必要書類に不備がある場合、税務署等で未申告の場合は、不認定となりますのでご注意ください。その後に不備を訂正または税務課で申告した上で認定されたとしても、就学援助費は認定された月以降が支給の対象となります。**

≪不認定になった場合≫

- 入学前支給申請時点では令和 8 年度の住民税課税状況（令和 7 年分所得等）を基に審査を行います。「収入額超過」により不認定となった場合でも、課税年度が切り替わる6月に再度申請していただきますと、新年度の課税状況等を基に審査し、認定となる場合があります。

（参考）令和8年度住民税は令和7年1月1日から同年12月31日の収入額を基に算定されています。

6. お問合せ先・郵送先

長岡京市教育委員会　学校教育課　学務係（市役所本庁舎　7階）
〒617-8501　長岡京市開田1丁目1番1号
TEL：075-955-9544(直通)
Email：gakkoukyouiku@city.nagaokakyo.lg.jp